

第三次上田市総合計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

第二次上田市総合計画が、令和7年度に目標年次を迎えることから、令和8年度以降の上田市のまちづくりの指針となる第三次上田市総合計画を策定する必要がある。この要領は、計画の策定にあたり、その支援業務を受注する事業者を募集・選定するために必要な事項を定めたものである。

計画策定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を得るために公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うものである。

2 委託業務の概要

- (1) 件名 第三次上田市総合計画策定支援業務
- (2) 内容 別紙「第三次上田市総合計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする
- (4) 場所 上田市内 ほか
- (5) 提案上限額 総事業費 8,470,000 円（消費税及び地方消費税込み）
各年度における上限額の内訳は次のとおりとする
令和6年度 6,798,000 円、令和7年度 1,672,000 円

3 選定スケジュール

内容	日程
本要領・仕様書等公表 プロポーザル募集開始	令和6年1月31日（水）
質問書の受付期間	令和6年1月31日（水）～令和6年2月7日（水）
質問に対する回答期限	令和6年2月9日（金）
参加申込書等提出期間	令和6年1月31日（水）～令和6年2月13日（火）
参加承認通知等 （参加可否及びプレゼンテーション実施通知）	令和6年2月15日（木）
企画提案書等提出期限	令和6年2月20日（火） 17時（必着）
プレゼンテーション実施 及び評価・選考	令和6年2月22日（木）
審査結果通知	令和6年2月下旬
業務委託契約締結	令和6年2月下旬予定

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 令和4・5・6年度物品入札（見積）参加資格者名簿（令和6年1月1日現在）に登録されている者であること
- (2) 過去10年以内に人口5万人以上の自治体への総合計画策定支援業務の委託完了実績を有すること。なお、本社、支店、または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

ただし、アンケート調査の実施、冊子のデザインや印刷のみを委託内容とするものは実績として認めない

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- (4) 応募する者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力関係者でないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申し立てをしていない者であること
- (6) 本市から指名停止の措置を受けていない者であること

5 失格要件

- (1) 提出書類の期限・方法・提出先が適合しない場合
- (2) 仕様書の要件を満たしていない場合
- (3) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (4) 見積が提案上限額を上回る場合

6 参加方法・参加申込

「4 参加要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式 1）
 - ② 事業者概要調書（様式 2）
 - ③ 業務実績調書（様式 3）
 - ④ 業務実施体制調書（様式 4）
- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出方法 持参、郵送または、電子メール等により提出（郵送、電子メール等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること）
- (4) 提出期間 令和 6 年 1 月 31 日（水）～令和 6 年 2 月 13 日（火）
- (5) 提出先 上田市役所 政策企画部 政策企画課

7 質問の受付及び回答

本業務委託に関する質問がある場合は、質問書（様式 5）により提出すること。なお、口頭による質問の受付は行わない。

- (1) 提出方法 電子メールによる提出とする。
- (2) 受付期間 令和 6 年 1 月 31 日（水）～令和 6 年 2 月 7 日（水）
- (3) 提出先 上田市役所 政策企画部 政策企画課
（提出後は、質問を送信したことを電話で伝えること）
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和 6 年 2 月 9 日（金）までに、質問者匿名にて上田市ホームページに掲載する。
なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容追加・修正とみなす。

8 企画提案

参加承認通知後、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式）
 - ② 見積書（任意様式）
- (2) 提出部数 各 10 部
- (3) 提出方法 持参または、郵送等により提出（郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。）
- (4) 提出期限 令和 6 年 2 月 20 日（火）17 時（必着）
- (5) 提出先 上田市役所 政策企画部 政策企画課
- (6) 留意点等
 - ① 企画提案書は任意様式とするが、原則 A 4 サイズ横書き・片とじ・両面印刷可とする。A 3 サイズの用紙を使用する場合は、A 4 サイズに折込むこと。
 - ② 企画提案書は、仕様書との整合を十分に図り、上田市の現状や課題を踏まえ、取り組む方向性に対してどのような支援ができるか等について、PR したいポイントや提案趣旨を分かりやすく記載すること。
 - ③ 見積書は、見積額の積算根拠が分かるよう見積明細書を必ず添付すること。
 - ④ 提案書等の提出物は返却しない。
 - ⑤ 提案者の記述が特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。
 - ⑥ 提案書類に虚偽記載があった場合は失格とする。
 - ⑦ 本件において公表等が特に必要と認められる場合には、当市は提案書の一部または全部を使用できるものとする。
 - ⑧ 見積価格が異常に低い場合等、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合は、提案者から説明を求め、合理的理由がないと認められた場合は、選定を留保する。

9 提案内容の審査・評価及び業者選定方法

- (1) 審査は、第三次上田市総合計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において行う。選定委員会は、部長・課長級職員等で構成し、提案を総合的に審査する。
- (2) 参加資格者から提出された書類に基づいて審査委員会委員へのプレゼンテーションを行い、審査の結果、総得点が最も高い業者を契約候補者とする。最高点の提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により契約候補者を決定する。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は次順位者の繰上げにより新たな契約候補者として手続きを行う。
- (3) 提案が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の 60% とし、最低基準点に届かない場合は契約候補者として選定しない。
- (4) 別紙「審査基準表」に基づく評価・採点により審査を行う。

10 プレゼンテーション

- (1) 実施日時 2月22日(木)14時から(予定)
発表開始時刻は、提案者数により決定するため後日電子メールにて連絡する。
- (2) 実施場所 上田市役所本庁舎4階 庁議室
- (3) 実施時間 1者につき30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)
- (4) その他 プレゼンテーションに際し、パソコンの使用は可とする。スクリーン及びプロジェクター(または大型モニター)は市で用意するが、ノートパソコン、その他必要な備品は提案者で用意すること。(HDMI端子による出力ができること。)

11 審査結果について

審査結果は、書面で全提案者に通知するとともに、ホームページ等で公表を行う。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。

12 その他

- (1) 企画提案に関する必要経費等、プロポーザル参加に係る諸費用は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル関係書類及び課題等の提出を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、本市はその責を負わない。
- (3) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 各種申込先・問い合わせ先

上田市役所 政策企画部 政策企画課 担当者：上原、山越
〒386-8601 長野県上田市大手1丁目11番16号
上田市役所本庁舎4階
TEL 0268-23-5112(直通)
メール kikaku@city.ueda.nagano.jp

審査基準表

審査項目		配点
業務実績	本業務の委託を請け負うにあたり、関連業務の受託実績を十分に有しているか	10
業務体制	本業務の委託を請け負うにあたり、必要な経験・能力を有するスタッフが十分に確保されているか	10
企画提案	先進的な知見や知識、ノウハウに裏付けされた提案がなされているか	10
	市民にとって分かりやすい計画となるような工夫がなされているか	10
	策定過程における市民参画の機会について、効果的な提案がなされているか	20
	仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか	20
プレゼンテーション	分かりやすく、説得力がある説明がなされているか 質問に対し、的確な対応であったか	5
	業務に対する、取組意欲、熱意が感じられるか	5
見積書	見積金額、見積内容は経済性が高く適切なものか	10
合 計		100